



発行・京都障害者スポーツ振興会  
題字 芝田 徳造

### 「京都卓球バレー協会

### 設立五周年を記念して」

京都卓球バレー協会会長 片山美代子

去る6月10日、京都市立鳴滝総合支援学校で「卓球バレー競技発展の地」という記念碑の除幕式が行われました。その事について、詳細を記したいと思えます。昨年6月、第30回全京都障害者総合スポーツ大会総合開会式で門川京都市長にお会いしたとき、市長から「卓球バレー競技が京都でこれだけ多くのチームが参加し、全国的にも広がっていると聞く。元鳴滝養護学校の取り組みによって広がったと言われていることから、この地に何か残してはどうか」というお話をいただきました。この話を受けて、京都障害者スポーツ振興会、京都市教育委員会、京都市立鳴滝総合支援学校、京都卓球バレー協会の四団体の皆様と相談し、平成23年は、京都卓球バレー協会設立五

周年にあたるため、平成23年度鳴滝の地に記念碑を設置することになりました。9月には、前記四団体で記念碑設置に向けて実行委員会を立ち上げました。

8月～9月にかけて卓球バレーの発展の経過を確認するため、鳴滝総合支援学校の北村前校長に、この競技が行われた当時、大阪茨木養護学校刀根山分校に在籍していた筋ジストロフィー症の方にお話を伺ってもらい、私は当時指導されていた土佐先生に電話やファックスで連絡をとって卓球バレーを行った経緯を聞き、その結果を受けて記念碑の説明文を次のように決定しました。

卓球バレーは、大阪の筋

ジストロフィー症児が在籍する養護学校で考案され、今日、全国で障害のある方をはじめ、多くの人々に広く親しまれるスポーツとして発展してきました。京都に於いては、昭和49年(1974年)の「第五回近畿筋ジストロフィー症児交歓会スポーツ交流会」で実施されて以降、京都市立鳴滝養護学校(現鳴滝総合支援学校)が競技発展の中心となるとともに、京都障害者スポーツ振興会がその普及に取り組み、

平成19年(2007年)には京都卓球バレー協会が設立され現在に至っています。ここに卓球バレー競技における京都市立鳴滝総合支援学校の功績を称え、後世に語り継がれることを願い、卓球バレー競技の普及・発展に御尽力された有志の皆様への篤志により、この碑を設置します。

平成23年6月10日  
卓球バレー競技  
記念碑設置実行委員会

\* (裏面へ)



行事予定	7月	12(火)	丹波障害者のスポーツのつどい	丹波自然運動公園	来月の つどいは <b>8 / 14</b> 第2日曜日
		17(日)	第31回全京都障害者総合スポーツ大会 卓球大会	京都市障害者スポーツセンター	
		24(日)	城陽障害者スポーツのつどい	サン・アビリティーズ城陽	
		31(日)	乙訓障害者スポーツのつどい	大山崎町体育館	
<p>京都障害者スポーツ振興会ホームページ TEL/FAX075-712-7010</p> <p><a href="http://web.kyoto-inet.or.jp/people/spo-shin/">http://web.kyoto-inet.or.jp/people/spo-shin/</a> (2011年6月19日に一部更新)</p>					

(表より)

実行委員会では、記念碑等に必要な費用について、四団体で募金活動を11月から2月まで行うことになりました。有志の方々の多大なる御理解御協力を得て、265,219円が集まりました。そして本年2月以降、記念碑の設置に向けた業者への依頼、除幕式の準備等を進め6月10日を迎えました。今にも雨が降りそうなか、記念式典は学校の体育館で実施、学校正門向かって左側に現場があります。

本年10月23日、全国障害者スポーツ大会のオープン競技として、卓球バレーが山口県萩市で行われます。京都市から西陣工房、京都府からキララ(京田辺市)の2チームが参加されます。京都のよい所を大いに発揮して楽しく交流してきてほしいと思います。まだまだ、関東方面には、卓球バレーが実施されていませんが、これから卓球バレーが益々発展しますように、振興・普及に尽したいと思っています。皆様のご協力、ご支援をよろしく願います。

スポ振ルネサンス (39)

京都障害者スポーツ振興会 副会長 水谷 裕

先月6月17日、「スポーツ基本法」が超党派議員立法で成立しました。

これは、昭和三十六年に法律で定められていた「スポーツ振興法」を全面的に改正するというものです。

前文の書き出しで「スポーツは、世界共通の人類の文化である。」と表記した上で、「…前段階…、スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなつてゐる。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じた、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しむ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる

る機会が確保されなければならない。…後段階…」と、全ての国民(当然、障害のある人を含んでいませ)がスポーツ活動に参画する権利を有していることを記しています。

また、従来の「スポーツ振興法」と違うところは、条項の文中に「障害者」という字句や、障害のある人々のスポーツ活動を進めるにあたっての視点などが盛り込まれているところです。

主なものを書き出してみますと、つぎのとおり。第2条(基本理念)5項

スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じた必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

同6項 スポーツは、我が国のスポーツ選手(プロスポーツの選手を含む。)が国際競技大会(オリンピック競技大会、パラリンピク競技大会)その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図

りつつ、効果的に推進されなければならない。第12条(スポーツ施設の整備等)2項 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に

応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

以上のほかに、次のことなども明記されています。第26条2項では、全国障害者スポーツ大会は、日本障害者スポーツ協会、国及び開催地の都道府県が共同して開催すること。

同3項では、国は、全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、日本障害者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うこと。

第27条2項では、国は、日本障害者スポーツ協会等が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に

関し必要な措置を講ずるため、緊密な連絡を図ること。第33条では、国は、全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費の一部を補助すること。これらの内、第2条5項と第12条2項は、これからの障害のある人々のスポ

ツ活動環境に大きく影響を与えるものと考え、期待しています。

何故なら、今までも障害のある人々に関する基本理念はありましたが、あくまで障害者福祉的な視野でしかなく、今回は、障害のある人がスポーツを自主的に積極的に行えるよう、障害の種類及び程度に応じた必要な配慮を明確に提起していること。

また、スポーツ施設を整備するに当たって、障害のある人々等の利便性の向上を図るよう努めることも明確に提起していることは、ただ単に、障害のある人のための福祉の街づくりをべ

「この「スポーツ基本法」が成立されたのを機に、京都障害者スポーツ振興会は、「どんな障害があつても」「人数に関係なく」「どここのスポーツ施設でも」の目標達成に向け、障害のある人々が実践できるスポーツ環境の整備を、さらに意識的に力強く進めていかなければなりません。